

# 令和6年度版 尾花沢市補助事業一覧



市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。  
 事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。  
 ※ 市税等の納付状況により該当しない場合があります。

## 定住・移住・新築・リフォーム支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	県外から尾花沢市に移住したとき	移住世帯向け 食の支援事業	県外から尾花沢市に移住した世帯に、米60キロ、味噌3キロ、醤油3リットルを上限に支給	★公的な移住相談窓口を利用して、令和6年3月1日から令和7年2月29日までの間に県外から尾花沢市に転入した世帯 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
2	東京23区等から尾花沢市に移住したとき	移住支援金	本市へ移住する際の引越し費用を支援（単身者には60万円、世帯者には100万円、18歳未満の子どもがいる場合は30万円加算）	◆東京23区に5年以上在住又は通勤をし、転入後3カ月以上1年以内に山形県移住・就業支援マッチングサイトに掲載している企業に就業すること ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
3	移住を前提にした田舎暮らしを体験したいとき	田舎暮らし短期体験事業 (宿泊費レンタカー費用助成)	①市内の民間宿泊施設に宿泊する際の費用を助成 ※1泊2日以上4泊5日以内で1泊5千円を助成 ②レンタカー、タクシーを使用する際の費用を一部助成 レンタカー1日2千円、タクシー1日5千円	◆移住を前提にした短期の田舎暮らしを体験するもの	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
4	宅地を取得するとき	宅地取得等助成事業 (ふるさと暮らし応援事業)	①宅地等購入価格の10%以内で50万円を限度に助成 ②空き家購入費を含む宅地取得の場合、10%以内で100万円を限度に助成 ※助成金、上乗せ要件あり	◆自らが居住するための宅地等（空き家を含む）を取得した方 ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
5	住宅を建てる時	新築住宅等助成事業 (ふるさと暮らし応援事業)	・建築費の10%で上限100万円 ・市内業者施行による加算50万円 ・子育て世帯等加算20万円 ・居住していた住宅を解体し建築した場合の建替加算30万円 ⇒最大で200万円を助成	◆住宅を新築（建替えを含む）する方 ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
6	空き家を活用するとき	家財道具処分事業 (空き家活用支援事業)	空き家の荷物整理や家財道具撤去に費用の2/3で上限20万円を助成	◆空き家バンクに登録している物件の所有者 ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
7	空き家を活用するとき	空き家改修事業 (空き家活用支援事業)	空き家バンク登録物件を取得、賃借した転入者又は子育て世帯等への助成 ①取得した空き家の改修費用の2/3で上限100万円 ②賃借した空き家の改修費用の2/3で上限70万円	◆空き家バンクに登録している物件の購入者、または賃借者 ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
8	新婚世帯が新生活をはじめるとき	結婚新生活支援事業	新生活をはじめるときの住居費（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）や引越費用、リフォーム費用を助成（上限30万円） 40歳未満の夫婦（上限30万円） 30歳未満の夫婦（上限60万円）	◆夫婦所得500万円未満の新婚世帯 ◆婚姻日における年齢が40歳未満の夫婦 ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
9	民間賃貸住宅等を借りるとき	民間賃貸住宅等家賃助成事業 (ふるさと暮らし応援事業)	家賃月額20%で2万円/月（転入世帯でひとり親の子育て世帯については30%で3万円/月）を限度に3年間助成（助成期間延長要件あり）	◆婚姻届を提出してから1年以内で40歳未満の世帯や、市外から転入して3年以内の世帯 ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】

10	民間賃貸住宅を建設するとき	民間賃貸住宅建設 利子補給事業（ふるさと暮らし応援事業）	賃貸住宅建設借入金に対し、金融機関などへ支払った利子の1/2を年間60万円の上限で3年間助成	◆1棟あたり4戸以上の共同住宅の建設 ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
11	克雪住宅を建築するとき	克雪住宅建設等 助成事業	融雪式住宅（熱利用）・高床式住宅（基礎高1.5m超等）・耐雪式住宅（2.5m以上の積雪耐荷重）の建築費を助成 対象事業費の30%（上限60万円） ※助成金、上乗せ要件あり	◆左記について 一般住宅及び建物の床面積の1/2以上が居住部分である併用住宅であること ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
12	消融雪装置の設置や除雪機械を購入するとき	消融雪装置設置 助成事業	① 消融雪装置の導入に関する助成 対象事業費の30%（上限60万円） ※助成金上乗せ要件あり  ② 家庭用除雪機械の購入に関する助成  購入価格の10%で上限10万円を助成	◆左記の①について 一般住宅及び建物の床面積の1/2以上が居住部分である併用住宅であること ※ その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
13	太陽光発電などの再生可能エネルギー設備を設置するとき	再生可能エネルギー設備 導入事業	以下のメニューについて設置費を助成 ①太陽光発電設備 ②蓄電池設備 ③木質バイオマス燃焼機器 ④太陽熱利用装置 ⑤地中熱利用空調装置 ⑥雪氷熱利用 ⑦V2H設備	◆家庭又は事業所における導入 ◆着工前の申請が必要 設備ごとに補助の割合上限が異なります ※ その他の要件あり	環境エネルギー課 生活環境エネルギー係 【内線261】
14	荒楯地区分譲地を購入するとき	尾花沢市荒楯地区分譲宅地定住支援事業	荒楯地区分譲地の購入費への助成 残り1区画（分譲価格2,921,000円、補助金584,000円）	荒楯地区分譲地を購入し、所有権移転登記を完了した方で、かつ、7年以内に住宅の建設を確約した方	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
15	住宅を建てるとき	定住促進住宅用地活用事業	市有地等の宅地を15年間貸付、15年間経過後に希望者には無償で市有地等を譲渡する	◆土地を借りて、住宅を建築して居住すること	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
16	不良住宅を除却するとき	尾花沢市不良住宅除却促進事業	不良住宅の解体に要する経費への助成（経費の80%、上限100万円）	◆本市の区域内に存し、居住を目的として使用されていた空き家。不良度の測定で評価が100点以上のもの ※その他要件あり	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
17	住宅をリフォームするとき	尾花沢市住宅リフォーム支援事業費補助金交付事業	市内で自己所有の住宅をリフォーム工事する場合に、市内又は県内に本社のある業者が施工する総額10万円以上の工事に対し、要件に応じて、12万円から45万円を上限に助成	◆各申請受付期間 ・交付申請：1月10日まで（工事契約・着工前に申請が必要） ・実績報告：工事終了後2月10日まで	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
18	木造住宅の耐震診断をするとき	尾花沢市木造住宅耐震診断士派遣事業	平成12年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造住宅に対し、耐震診断士を派遣し無料で診断を実施 ※ただし、構造図等必要図面がない場合は別途請求	◆自らが所有し、かつ居住する木造住宅であること ◆店舗併用住宅の場合は、住宅の用途が延べ床面積の1/2以上であること ※事前に申請が必要です	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
19	危険な場所にある住宅を除却するときや、危険住宅に代わる住宅を建設または購入するとき	尾花沢市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付事業	①土砂災害特別警戒区域内の、居住している家屋を除却する費用等への助成（除却費：国で定める除却単価/mを限度、動産移転費：97万5千円を限度） ②危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する資金を金融機関等から借り入れた場合の利子について助成（年利率8.5%を限度に建物325万円、土地は96万円）	◆危険住宅に代わる住宅の建設・購入地が土砂災害警戒区域内である場合は、除却に要する経費のみが対象 ※事前に申請が必要です	建設課 都市住宅係 【内線286・287】

20	危険なブロック塀等を撤去するとき	危険ブロック塀等 除却支援事業	通学路や避難路に面する危険なブロック塀等を撤去する費用の一部を補助 撤去工事費の2/3または、撤去する長さ×3万円/mのいずれか少ない額（上限15万円）	◆高さ1mを超えるブロック塀の内、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」で1項目以上の不適合がある場合 ※事前に申請が必要です	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
21	住宅を建設する際に資金を借り受けるとき	尾花沢市勤労者住宅建設 資金利子補給金	労働金庫から住宅建設資金を借り受けたものに対するの利子補給（1件50万円以上、上限200万円。年利3.65%を限度に5年間）	◆住宅面積が280㎡以内の住宅を建設若しくは購入する方、又は宅地面積が450㎡以内の宅地を購入する方 ◆所得制限あり	商工観光課 商工労政係 【内線254】
22	浄化槽の設置	尾花沢市浄化槽 設置整備事業	合併浄化槽の本体工事費を対象に、人槽ごとの助成	◆公共下水道認可区域、農業集落排水事業整備区域を除く市内全域の住宅（小規模店舗併設住宅については、住宅部分のみ対象） ※着工前の申請が必要です	環境工ネルギー課 簡易水道係 【内線264】
23	浄化槽の設置	浄化槽整備促進事業	単独浄化槽や汲み取り便槽から合併浄化槽を設置するリフォーム費用に対する人槽ごとの助成	◆尾花沢市浄化槽設置整備事業補助金を受けた者のうち、既存単独浄化槽または汲み取り便槽からの転換事業 ※着工前の申請が必要です	環境工ネルギー課 簡易水道係 【内線264】
24	下水道への接続、または浄化槽の設置の際に融資を受けるとき	生活排水設備等改造資金 融資あっ旋及び利子補給 事業	1件につき100万円以内で、市長が定めた額の融資あっ旋及び利子補給（工事完了時期により利子補給率の変動あり）	◆償還期間は融資日から60ヶ月以内 ◆共用開始から工事完了が3年以内であること ※着工前の申請が必要です	環境工ネルギー課 簡易水道係 【内線264】
25	下水道または農業集落排水に接続するとき	下水道排水設備 設置事業	合併浄化槽から下水道分担金への助成	◆合併浄化槽を廃棄し、下水道等に接続する方 ※尾花沢市浄化槽設置整備事業補助金を受けていないこと ※着工前の申請が必要です	環境工ネルギー課 簡易水道係 【内線264】
26	住宅地等で発生した災害の復旧工事をするとき	居住空間安全対策 事業費補助金	住宅地等で発生した災害の復旧に要する経費への助成（経費の1/3、上限10万円）	◆災害救助法が適用された自然災害、又は、1時間雨量20ミリ、24時間雨量80ミリのいずれかを超過する降雨（公共災と同基準）により発生した災害に対する復旧工事費	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
27	不良住宅に申請したが、該当しなかったとき	老朽空き家除却事業 補助金	不良住宅除却促進事業補助金の申請をされた方のうち、該当しなかった空き家の解体に要する経費への助成（経費の40%、上限40万円）	◆不良住宅除却促進事業補助金の条件 ◆解体後の敷地については空き家バンクへの登録申請を行うこと	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
28	移住世帯が運転免許証を取得する、または安全運転講習を受講するとき	移住者自動車運転免許 取得等支援事業	①運転免許取得への助成 尾花沢市に住んだことのない県外からの移住世帯に対し、免許取得費用の50%、15万円を限度に助成（1世帯1名に限る。） ②安全運転講習受講への助成 市外からの移住世帯（Uターン者も可）に対し、ペーパードライバー講習及び雪道運転講習等は1万円を限度に補助	①運転免許取得への助成 ・県外からの転入であること ・世帯員全員が、尾花沢市に住所を有したことがないこと ・定住後6月以上1年以内であること ②安全運転講習受講への助成 ・本市への定住後6月以上1年以内であること ※①②ともその他要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】